

## 児童扶養手当における障害基礎年金等併給調整見直しによる対象者把握状況

R3.2.1作成

障害基礎年金等受給状況	世帯状況	児童扶養手当認定状況	ひとり親世帯臨時特別給付金申請状況	ひとり親医療受給状況	制度改正に伴う申請必要有無	周知方法	個別案内対象情報入手元	備考
受給者（※1）	ひとり親世帯の方（※1）	認定済の方	(確認不要)	(確認不要)	申請不要（※6）	案内個別発送	児童扶養手当認定情報活用	認定情報を元に児童扶養手当額再計算した結果を通知
		未申請の方（※2）	申請済の方（※3）	受給者（※4）	申請必要	案内個別発送	給付金申請情報活用（現在2名該当）	給付金案内送付時にひとり親医療受給情報活用（R2.7月）
				未受給者（※5）	申請必要	案内個別発送	給付金申請情報活用（現在該当なし）	
			未申請の方	受給者	申請必要	広報等により周知	(該当者把握できず)（※7）	
	ひとり親世帯ではない方	児童扶養手当対象外		未受給者	申請必要	広報等により周知	(該当者把握できず)	
未受給者		併給調整対象外						

※1

障害基礎年金等受給状況は日本年金機構等がする情報を提供（提供いただけるかは未確認）いただくことで把握は可能かもしれません、世帯状況は、単身赴任や何らかの事情により別居している場合もあり、住民票情報をもってしても、ひとり親世帯かどうかを確認することができないため、年金情報や住民票情報以外の情報により、今回の併給調整見直しの対象となりうる方を把握することが必要となります。

※2

児童扶養手当を申請しても障害基礎年金等併給調整により児童扶養手当が受給できないからと、児童扶養手当を申請していない方がいます。

※3

給付金申請では収入額の確認のため、障害基礎年金等を含む非課税公的年金収入額が確認できる資料を添付いただいていることから、今回の併給調整見直しの対象となりうる方を把握することが可能です。

※4

ひとり親医療は障害基礎年金等を所得に含めないため、児童扶養手当が障害基礎年金等の併給調整により対象とならない方でも、ひとり親医療は該当する方がいます。なお、ひとり親医療や児童扶養手当は前年所得で判定しますが、給付金は収入見込等で判定するため、給付金のみ対象となる場合があります。

※5

障害基礎年金等を含めた所得が基準額以上となるため、ひとり親医療を受給していない方がいます。なお、ひとり親医療や児童扶養手当は前年所得で判定しますが、給付金は収入見込等で判定するため、給付金のみ対象となる場合があります。

※6

児童扶養手当認定済の方は、児童扶養手当申請時に障害基礎年金等受給資料を提出いただいており、今回の制度改正で申請をいただかなくても、児童扶養手当の再計算ができるため、申請を不要としています。

※7

ひとり親医療では、障害基礎年金等の非課税公的年金収入を所得に含める必要がないことから、ひとり親医療受給情報に障害基礎年金等の受給情報がなく、今回の併給調整見直しの対象となりうる方なのか確認ができないため、併給調整見直しに係る案内を個別に送付することが出来ません。